

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 株式会社 中部評価センター (認証番号:21地福第785号)
訪問調査 実施日： 平成24年1月31日(火)

②事業者情報

名称:(法人名)西尾市 (施設名)福地南部保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)杉田 美知子	定員(利用人数):150名
所在地:〒445-0056 愛知県西尾市齊藤町新田62番地	TEL 0563-56-2286

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>パンフレットの表紙に、園長の顔写真と共に“育てよう！笑顔キラキラ福南っ子！”とのスローガンが載っている。その言葉通り、子どもたちは元気で明るく“のびのび”と園での生活を楽しんでいる。第三者評価の実施に並行して行った保護者アンケートでは、アンケートに応えた保護者の半数以上が、園の特徴を“のびのび”と答えている。園の課題を「保育士の資質の向上」に求めて研鑽し、職員の思い込みによる保育を廃し、子どもを中心に置いた保育を実践してきたことの証しであろう。</p> <p>地域との交流にも注力しており、地域の会合には園長が出席して情報収集を行い、連携・協力関係の構築を図っている。地域の老人施設を子どもたちが毎月訪問し、敬老会にも参加している。ふれあいセンターでの催事には、子どもたちの小作品が会場を飾る。隣接の小学校とも交流があり、「綿づくり」や「ぎんなん配布」を通してさらに交流の輪が広がっている。ボランティアの来訪も多く、草取りボラ、菜園指導ボラ、すいかボラ、昆虫ボラ等々、地域性を感じさせる協力者たちが集まってくる。</p> <p>園長の積極的な改善志向は、園内で実践されている保育サービスだけにとどまらず、保育所としてのあるべき姿や制度にまで及んでいる。他園に先駆けて「園庭開放」の必要性を訴えたり、療育のサークル活動や父親を巻き込んだ「ふれあいファミリーDAY」の創設等、地域にも大きな貢献を果たしている。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>中・長期計画に沿って事業計画が作成されており、ほとんどが計画通りに実施されている。ただし、教育・研修に関して、「職員研修計画」に従って研修が実施された事実の確認はできるが、実施後に研修効果の測定や個別の教育・研修計画の評価・見直しが実施されていない。教育実習生の受け入れに関しても同様である。次年度の計画に反映させて、さらに質の高い保育を目指すためにも、評価・見直しの仕組みづくりに期待したい。</p> <p>園の運営や保育サービスの提供に必要なと思われる標準的な手順については、多くのマニュアルが整備されており、適切な見直し・改定が加えられている。しかし、作成されたマニュアル類の多くに作成日や改定日の記載がなかった。現行の(正規の)マニュアルを特定するために必要となる「最新版の適切管理」上からも、作成日等の記載が望まれる。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価を受審することで、多くの気付きと考え方の整理をすることが出来ました。職員全員が一度に集まって自己評価をし、普段はなかなか踏み込めない話を進めていく中で、職員の保育園運営や保育に対する意識も向上しました。</p> <p>今回の評価では、職員が日々努力し積み重ねてきたことに対して高評価をいただきうれしく思っております。改善点も教えていただき、今後職員間で共通理解したうえで、より質の高いサービスの提供に努めていきます。</p> <p>本当にありがとうございました。</p>

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

“育てよう！笑顔キラキラ福南っ子！”とのスローガンがパンフレットの表紙に記載しており、園長からの言葉に続いて、園独自の理念、方針が展開されている。
運営案やパンフレットに記載するだけでなく、職員には「職員会議」の場で説明したり、朝礼で読み合わせをしたりして周知を図っている。保護者には、「入園式」、「父母の会総会」や「父親参観」等、機会あるごとに説明して周知を図っている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「西尾市次世代育成支援行動計画 後期(22～26年度)」に基づいて、園の中・長期計画を策定している。一般企業のそれを模しており、研究と苦労の跡が読み取れる。事業計画(素案)は、事業報告と対になっており、中・長期計画を反映したものとなっている。
事業計画(素案)とは別に、本来の事業計画ともいべき「保育園運営案」が作成されている。この「運営案」は、園長が作った試案に職員の意見を加えて作成されており、職員への周知は十分である。保護者への周知は行事計画が中心ではあるが、リーフレットや園だよりで紹介したり、地域への回覧に記載する等、活動は積極的である。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市が定めた「保育園職員としてのあり方」と、「職務分担表」とによって、園長の責務だけでなく、職員それぞれが自らの責務を認識して園運営を行っている。園運営に必要な情報は市から伝達されるが、園長会等で知り得た情報については、職員会議で周知している。

園長は、保育の質を向上させるためには、「職員の資質向上」が前提になるとの考えから、職員研修に注力した施策を展開している。子どもたちのために、園庭の植栽を伐採して運動場の面積を広くしたり、未就園児のために「園庭開放」を市に呼びかけたりしている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉔

評価機関のコメント

園運営に関しての主たる情報源は市・こども課からのものであるが、地域の会合から得られる情報やアンケート結果を分析して事業環境を把握している。今年度から、市町村合併によって幡豆3町の保育園が加わったが、保育園の連携に関しても園長の意識は高い。

保育の質の向上は、職員(保育士)の資質に左右されるとの思いから、職員研修を重要課題として取り組んでいる。行政による監査以外には、外部監査の実施はない。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ② ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

市の人事考課制度に従い、「成果評価シート」を使って目標に挑戦させ、職員の意欲の喚起を図っている。園の重要課題は、「職員の資質向上」であり、市が計画した「保育所職員研修」以外に、職場内で全員が一緒に学ぶ「園内研修」や、個々に取り組む「自主研修」等を組み合わせて効果を出そうとしている。これらは、「職員研修計画」の中で、職員個々について計画されている。ただ、研修終了後の評価の仕組みがないことから、研修効果の測定や個別教育・研修に対する評価・見直しにまでは至っていない。実習生の受け入れに関しても、実施後に反省会を行ってはいるものの、評価・見直しのシステムは機能していない。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもたちの安全・安心な園生活のために必要と思われるマニュアル類は整備されており、可能なものはマニュアルに沿ったテスト(訓練)が行われている。適時性をも加味し、新入園児が入る4～5月に交通講話や交通指導を手厚く実施したり、細菌性の食中毒が心配される夏場やウイルス性の食中毒が発生しやすい11月頃には、職員会議や朝礼で予防対策等を話し合っている。遊具の自主点検は、毎日早番が実施しており、専門業者による3ヶ月ごとのチェックもある。また、老朽化していたり、危険が感じられたりする遊具については撤去の方針で臨んでいる。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	① ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	① ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	① ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

地域との連携強化を運営案にも掲げ、地域の様々な行事に参加するとともに、多方面からのボランティア訪問を受け入れている。隣接する小学校とも連携を強化し、「綿づくり」や「ぎんなん配布」を通じた交流もある。社会資源との連携も円滑であり、万一のために「関係機関との連携」と題したマニュアルやリストがある。地域の会合に園長が出席していることや、併設の子育て支援センターからの情報取得によってニーズを把握し、園庭開放、療育のサークル活動、ふれあいファミリーDAY等々の施策が打ち出されている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもや家庭のプライバシー保護に関しては、「個人情報保護マニュアル」が整備されており、マニュアルに沿って職員会議等で読み合わせや確認を行い、現実にそぐわない部分は適切な改定を行っている。年2回(6月、2月)、保育参観や行事の実施後に保護者アンケートを実施し、保護者の意見を聞く機会を設けている。アンケート実施後には、意見や要望を分析・検討して迅速に対処しており、その結果は保護者にもフィードバックされている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	a ・ ② ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	① ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>数年前より、自主的に(試験的に)第三者評価の自己評価を研究しており、提供している保育サービスを評価する機会となっている。自己評価から改善点を探り、適切な手順の維持やマニュアルの整備を行う等、様々な工夫や改善を実施しており、それが質の高い保育の実践につながっている。ただし、多くのマニュアル類には制定日や改定日の記載がなく、「最新版の適切管理」上での課題を残している。</p> <p>子どもに関する記録の管理は、定められた規定に沿って行われており、個人情報の保護に関しても配慮されている。早朝保育の子どもに関する情報が正確に伝わらなかったことがあり、保護者からの情報を早番職員が「早朝連絡ノート」に記録し、朝礼で報告するシステムに改善している。</p>
--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	① ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>入園を希望する子どもにも配慮し、保護者への説明書類やパンフレットに、園での生活を紹介する「絵」を多用している。重要な事項や保護者の質問には時間をかけて説明し、十分な理解を得てもらったうえで同意書を取っている。</p> <p>転園の場合には、「サービスの継続性マニュアル」に従って手続きをしているが、子どもの記録が個人情報にあたることから、保護者の同意を取ってから転出先の保育園に情報を送っている。</p>

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	① ・ b ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	① ・ ② ・ ③

評価機関のコメント

入園にあたっての対応手順を示すマニュアルがあり、マニュアルに沿ってアセスメントが行われている。入園・進級時の他に、10月と3月にも定期的なアセスメントを実施している。
 子どもの発達に合わせた指導計画が、各年齢ごとに月案、週案として作成されている。障害児や気になる子どもについては、定期的に巡回している専門家(臨床心理士)を含めたケース検討を行い、個別に指導計画を作成している。
 アセスメントや指導計画作成にも影響する「保護者懇談会」(年2回)やアンケートの実施時期について、より効果を高めるために、実施時期の見直しが検討されている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-② 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-③ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-④ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-⑤ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-⑥ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-④ 身近な自然や社会と関わられるような取組がなされている。	保 70	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	非該当
Ⅲ-5-(3)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3)-⑫ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ ② ・ ③

評価機関のコメント

子どもを「のびのび」と育てようとの思いが、園のいたる所から感じられる。園舎は古いですが、園長、主任保育士をはじめ職員全員が、子どもたちを中心に置いた保育を実践している。

園庭を広げるために、植栽を伐採して砂場を作ったり、子どもたちが育てた野菜を給食の食材に使ったり、給食のサンプル展示で好評だった献立は、レシピを印刷して保護者に配ったりしている。「アレルギー児の実態調査」を実施し、対象となる子どもの保護者に献立表を配布し、食べることのできない食材にマークをしてもらい、職員がチェックしたものを調理員に渡して適切な食事を提供している。